

平成 29 年度 八尾市障害児保育審議会 次第

日時 平成 29 年 8 月 2 日 (水)

午後 2 時 00 分から

場所 八尾市役所 6 階研修室

- 1 市長挨拶
- 2 委員委嘱
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 案件
 - (1) 平成 28 年度実施報告
 - ① 乳幼児健康診査等実施状況
 - ② 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」児童家庭相談等実施状況
 - ③ 市立医療型児童発達支援センター「いちよう」における療育等実施状況
 - ④ 市立福祉型児童発達支援センター「八尾しょうとく園」における療育等実施状況
 - ⑤ 私立保育園障がい児保育実施状況
 - ⑥ 市立保育所障がい児保育実施状況
 - ⑦ 認定こども園等における障がい児保育実施状況 (平成 29 年度)
 - ⑧ 教育サポートセンターにおける相談等実施状況
 - (2) 今後の進め方について (案)
 - (3) その他

【配布資料】

- 資料 1 : 会議の公開に関する指針
- 資料 2 : 八尾市障害児保育審議会委員名簿
- 資料 3 : 八尾市障害児保育審議会規則
- 資料 4 : 平成 28 年度実施報告
- 資料 5 : 今後の進め方について (案)

会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市政に対する市民参加を促進するとともに、市政における透明性、公正性を向上させるため、審議会等の会議の公開に関する指針を定めることにより、市民等に対し審議会等における審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、市民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、教育委員会の事務について、調停、審議、審査又は調査・研究等を行うため、教育委員会に設置された審議会、協議会等（行政関係職員のみで構成されているものは除く。以下「審議会等」という。）の会議とする。

3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- 1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- 2) 当該会議において、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- 3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開、非公開の決定

- 1) 審議会等の会議を公開するかどうかは、前項に規定する「審議会等の会議の公開の基準」に基づき、当該審議会等の会長等がその会議に諮って決定しなければならない。

- 2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前項に定める非公開理由のいずれに該当するか明らかにしなければならない。

5 公開の方法

- 1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- 3) 教育委員会は、別に定めるところにより、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。
- 4) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を閲覧に供しなければならない。
- 5) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

教育委員会は、公開される会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項を市政だより及びホームページに掲載して、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じたときは、この限りではない。

- 1) 開催日時
- 2) 場 所
- 3) 議 題
- 4) 傍聴者の定員
- 5) 傍聴手続き
- 6) 問い合わせ先

7 その他

- 1) 教育委員会は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容並びに公開・非公開の別等について、一般に知らせるよう努めるものとする。
- 2) 教育委員会は、新たに審議会等を設置した場合、当該審議会等の設置の目的及びその任務等について明らかにするよう努めるものとする。
- 3) この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

この指針は、平成10年 4月 1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

附 則

(適用期日)

この指針は、平成25年 8月 1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

八尾市障害児保育審議会委員名簿

(期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日)

委員	安藤 忠	大阪府立大学名誉教授
委員	堀 智晴	元大阪市立大学教授
委員	鶴 宏史	武庫川女子大学准教授
委員	玉田 育子	保育所(園)保健会会長
委員	前田 まゆみ	キリン第二こども園長
委員	御前 敬	障がい福祉課長
委員	田村 真澄	市立医療型児童発達支援センター所長補佐
委員	嶋野 美世子	健康推進課長補佐
委員	山本 寿子	教育サポートセンター所長
委員	湯本 貴子	子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター所長
委員	柿本 みぎ	弓削保育所所長

八尾市障害児保育審議会規則

昭和55年8月30日

規則第40号

改正 昭和57年7月2日規則第36号
平成4年4月1日規則第9号
平成21年3月23日規則第9号
平成26年3月31日規則第13号

昭和61年4月1日規則第7号
平成20年3月31日規則第39号
平成25年3月30日規則第4号

八尾市障害児保育審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市障害児保育審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市における障害児の発達と福祉の増進を図るため、障害児保育に関する諸問題について調査、協議及び審議を行い、必要に応じて市長に建議し、関係機関に対し指導、助言する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害児（者）医療に従事する医師
- (3) 障害児福祉に関する事業に従事する者
- (4) 保育現場に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 削除

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9条 削除

第10条 削除

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、こども未来部こども施設課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月2日規則第36号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市中心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年5月1日から適用する。

2 この規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市中心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づいて昭和57年5月1日以後の分として支給された報酬は、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市中心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づく報酬の内払とみなす。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成 28 年度実施報告

- | | |
|--|-------------|
| ① 乳幼児健康診査等実施状況 | P. 1～P. 4 |
| ② 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」
児童家庭相談等実施状況 | P. 5～P. 7 |
| ③ 市立医療型児童発達支援センター「いちよう」
における療育等実施状況 | P. 8～P. 10 |
| ④ 市立福祉型児童発達支援センター「八尾しょうとく園」
における療育等実施状況 | P. 11 |
| ⑤ 私立保育園障がい児保育実施状況 | P. 12～P. 13 |
| ⑥ 市立保育所障がい児保育実施状況 | P. 14～P. 15 |
| ⑦ 認定こども園等における障がい児保育実施状況（平成 29 年度） | P. 16 |
| ⑧ 教育サポートセンターにおける相談等実施状況 | P. 17～P. 19 |

乳幼児健康診実施状況 (H28年度)

	対象児	受診児	受診率
4か月児健康診査	2030	2010	99.0%
1歳6か月児健康診査	2038	1990	97.6%
3歳6か月児健康診査	2210	2059	93.2%

	最終未把握	追跡中	把握者	把握率
	0	0	2030	100%
	0	1	2037	99.9%
	0	2	2208	99.9%

4か月児健康診査 要フォロー児の内訳
※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

1歳6か月児健康診査 要フォロー児の内訳
※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

3歳6か月児健康診査 要フォロー児の内訳
※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

延：534人 実：488人 (フォロー率：24.3%)

延：445人 実：414人 (フォロー率：20.8%)

延：299人 実：275人 (フォロー率：13.4%)

方針	延べ人数
経過観察健診	156
発達相談	3
電話	78
訪問	7
面接	2
保健師フォロー	27
所外乳児相談	22
他機関紹介 (その他の他機関)	1
他機関紹介 (いちよう外来保育)	1
他機関紹介 (いちよう外来訓練)	1
他機関フォロー中 (みらい (その他))	3
精検	27
紹介状	1
乳児後期健康診査チェック	3
1歳6か月児健康診査チェック	3
元気っ子ひろば	103
あなたのまちの健康相談	94
その他	2
延べ件数	534

方針	延べ人数
経過観察健診	41
発達相談	47
電話	160
訪問	3
保健師フォロー	29
保健所フォロー	1
栄養士フォロー	2
びよんびよん教室	122
スプーン教室	1
他機関紹介 (その他の他機関)	1
他機関紹介 (みらい 家児相)	1
他機関フォロー中 (子ども家庭センター)	1
他機関フォロー中 (みらい 家庭児童相談)	1
他機関フォロー中 (みらい (その他))	2
精検	13
3歳6か月児健康診査チェック	1
あなたのまちの健康相談	9
わくわく教室	7
その他	3
延べ件数	445

方針	延べ人数
経過観察健診	22
発達相談	55
電話	61
面接	1
保健師フォロー	36
栄養士フォロー	1
他機関紹介 (いちよう外来保育)	3
他機関紹介 (いちよう外来訓練)	2
他機関紹介 (みらい 家児相)	4
他機関紹介 (みらい (教室))	3
他機関紹介 (その他の他機関)	7
他機関フォロー中 (しょうとく園こぐま組)	1
他機関フォロー中 (みらい (教室))	7
他機関フォロー中 (みらい 家庭児童相談)	2
他機関フォロー中 (みらい (その他))	6
他機関フォロー中 (いちよう外来保育)	3
精検	77
紹介状	1
あなたのまちの健康相談	1
わくわく教室	5
その他	1
延べ件数	299

平成28年度

1歳6か月児健康診査フォロー教室（びよんびよん教室）後の処遇の状況

在宅（フォロー不要）	10人	
電話フォロー	12人	
経過観察健診（心理）	20人	
いちょう学園の外来保育	19人	（発達相談と重複19人）
みらいの親子教室	18人	（発達相談と重複17人）
わくわく教室紹介	25人	（発達相談と重複15人）
保健師フォロー（全欠のため等）	18人	
びよんびよん教室継続	3人	
児童発達支援紹介	5人	（発達相談と重複5人）
みらい（親支援）	3人	

発達相談－経過観察健診（心理）の結果内訳（延べ数）

異常なし	58人
発達相談継続	162人
3.6cで確認	37人
保健師フォロー（電話・訪問等）	37人
びよんびよん教室（1.6cフォロー教室）	15人
わくわく教室	38人
みらいの親子教室（ぱんだ・ぽっぽ）	34人
みらい（家庭児童相談室）	7人
いちょう学園の外来保育	31人
こぐま組・しょうとく園紹介	12人
教育サポートセンター紹介	9人
児童発達支援紹介	22人
医療機関紹介	15人
他機関にてフォロー中	18人

母子保健事業実績(健診とフオロ一教室)

事業名	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績
4か月児健康診査	開催数	47回	47回	46回	46回
	対象数	2,120人	2,096人	2,003人	2,030人
	受診数	2,096人	2,049人	1,925人	2,010人
	受診率	97.3%	97.8%	96.1%	97.9%
	フオロ一率	22.6%	21.6%	25.0%	24.3%
1歳6か月児健康診査	開催数	36回	36回	36回	36回
	対象数	2,270人	2,154人	2,236人	2,038人
	受診数	2,150人	2,018人	2,119人	1,990人
	受診率	94.7%	93.7%	93.7%	96.0%
	フオロ一率	24.6%	23.3%	25.6%	20.8%
3歳6か月児健康診査	開催数	24回	24回	24回	24回
	対象数	2,257人	2,197人	2,269人	2,210人
	受診数	2,059人	1,955人	2,011人	2,059人
	受診率	91.2%	89.0%	88.6%	92.7%
	フオロ一率	11.1%	11.9%	12.2%	15.2%
乳幼児精密健康診査 (医療機関委託)	受診数	90人(視聴覚含む)	84人(視聴覚含む)	135人(視聴覚含む)	160人(視聴覚含む)
	受診数	1,806人	1,780人	1,725人	1,748人
乳児一般健康診査 (医療機関委託)	受診数	異常なし 1,682人 異常および異常の疑い 124人	異常なし 1,620人 異常および異常の疑い 160人	異常なし 1,576人 異常および異常の疑い 149人	異常なし 1,566人 異常および異常の疑い 182人
	受診数	1,742人	1,724人	1,737人	1,766人
乳児後期一般健康診査 (医療機関委託)	受診数	異常なし 1,516人 異常および異常の疑い 226人	異常なし 1,534人 異常および異常の疑い 190人	異常なし 1,589人 異常および異常の疑い 148人	異常なし 1,575人 異常および異常の疑い 191人
	受診数	464人(12回)	420人(12回)	342人(12回)	401人(12回)
経過観察健康診査 (身体)(再掲・未熟児)	受診数	358人(37人)	319人(41人)	280人(37人)	332人(57人)
	受診数	577人	493人	464人	519人
経過観察健康診査 (心理)	受診数	545人(36回+個別)	424人(36回+個別)	437人(36回+個別)	494人(36回+個別)
	参加実人数	140人	126人	136人	121人
1歳6か月児健康フオロ一教室 (びよんぴよん教室)	参加実人数	660人(48回・6回×8クール)	577人(48回・6回×8クール)	616人(48回・6回×8クール)	559人(48回・6回×8クール)
	参加延人数	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児

出生数

2,196人

2,094人

1,980人

2,084人

2,028人

八尾市母子保健事業体系図

母子保健指導

母子健康手帳交付 母子保健相談支援事業 (助産師による) マタニティマーク普及啓発	両親教室 こんにちは赤ちゃん事業 えほんデビュー事業 離乳食講習会 所外乳児相談 一般栄養相談 電話相談	家庭訪問 ・ハイリスク妊産婦 ・新生児 ・未熟児 ・乳幼児 ・長期療養児※ ・身体障害児※ ・虐待児 ・育児不安等	障がい児(者) 歯科予防教育 [予防接種]
--	--	---	-----------------------------

一次健診

- 妊婦健康診査(14回)
(医療機関委託)
- 妊婦歯科健康診査
(医療機関委託)
- 乳児一般健康診査
(医療機関委託)

H26.6開始

- 4か月児健康診査
- 乳児後期健康診査
(医療機関委託)

- 総合療育相談※
経過観察健診
(身体・未熟児・視聴覚・発達)
- 他医療機関紹介
(乳幼児精検票発行)

- 1歳6か月児健康診査
(歯科健康診査を含む)

- 3歳6か月児健康診査
(歯科健康診査を含む)

- 総合療育相談※

二次健診

【フォロー教室】

- 【フォロー教室】
幼児栄養教室(スプーン教室)
幼児歯科教室
1歳6か月児健康診査後フォロー教室

連絡調整機能

- 児童虐待発生予防対策システム事業
(母子健康診査の未受診対策)(H17年～)
- (他機関主催)
要保護児童対策地域協議会
家庭支援推進保育所事業
障がい児保育協議会
(関係機関)
虐待・困難事例検討会議

他機関フォロー(教室・療育等)

- 八尾市立医療型児童発達支援センター
(いちよう) 外来保育
- 福祉型児童発達支援センター
(しようとく)
- 放課後等デイサービス
(こぐま組)
- 子育て支援課 わくわく教室
- ネットワーキングセンターみらい おやこ教室
- 家庭児童相談室
- マザーグループ(ラッコくらぶ)
- 保育所・幼稚園(保育サポート枠)
- 教育サポートセンター

他機関の事業

- 特定呼吸器器病予防回復事業
- 乳幼児医療費公費負担制度
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭日常生活支援事業
- 母子家庭自立支援事業
(自立支援教育訓練給付金)
(高等技能訓練促進費)
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 重度障がい者(児)医療費公費負担制度
- 重度障がい者介護手当
- 未熟児養育医療助成制度
- 小児慢性特定疾患医療助成制度※
- 自立支援医療(育成医療)
- 結核児童の療育医療助成制度※
- 特定不妊治療費助成事業※

他機関の子育て支援サービス

- つどいの広場(市内15ヶ所)
- 子育てサロン
- はとぼっぼ
- ショートステイ
- トワイライトステイ
- 病児・病後児保育
- 一時預かり(一時保育)
- 休日保育
- ママ・サポート
- 地域交流・園庭開放
- 地域子育て支援センター
- やおファミリーサポートセンター
- 放課後児童室
- 子育てパートナー派遣

あなたのまちの健康相談
(各コミセンにて)対象者:すべて

地域組織育成事業
(地域より依頼により
健康相談・健康教育)

※は保健所で実施

子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」

平成28年度 児童家庭相談の状況

<相談傾向>

- ・ 児童虐待相談の増加に伴い、相談件数が全体的に増加傾向にある。その背景のひとつとして、子どもの面前での暴力（夫婦間のDVやきょうだいへの暴力）による心理的虐待の通告の増加がある。児童虐待相談では、家庭訪問や関係機関との連携等、継続した支援や対応が必要なケースも多い。また、通告対応したケースの中には、児童の育てにくさについて保護者が過度に怒ったり、手を上げたりする等、児童の発達の課題に起因するものも見られた。
- ・ 障がい相談の内容としては、診断はされていないが、軽度発達障がいやそのグレーゾーンであると判断され他機関より紹介されるケースや、児童の抱える課題が顕著になった保護者からの相談申し込みによるケースが多かった。

<保育サポートとの関係>

- ・ 平成28年度に、児童家庭相談から保育サポートにつながったのは3件、保育サポート対象児（在園児）の相談は3件であった。ほとんどが継続して来所しているが、面接の頻度はケースにより異なる。保育サポートのための発達相談会への来所数は66件であった。保育所（園）在園児で要配慮児サポートモデル事業として保育所園に訪問し、配慮が必要か判断したケースは1件であった。
- ・ 来所ケースについては、母親の話をききながら、子どもへの対応の仕方を具体的に助言し、必要に応じて保育所（園）へ訪問し子どもの集団での様子を見るなど、担任との連携を図り、支援を進めている。
- ・ 就学前には教育サポートセンターを紹介し、スムーズに入学できるように援助している。

<相談件数（実数）の推移>

年度	養護相談			障がい相談					
	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談
H26	399	50	5	4	0	149	0	18	14
H27	536	76	2	0	0	164	0	5	33
H28	607	66	5	0	0	159	0	4	41

年度	非行相談		育成相談				その他の相談	計
	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
H26	2	0	24	4	1	88	18	776
H27	1	0	39	4	1	87	17	965
H28	1	0	23	2	0	83	4	995

◆平成28年度親子教室参加者の平成29年4月の進路等

(人)

平成29年4月の進路等	平成28年度参加教室※		計
	2歳前後児 親子同室型 (ぱんだ教室)	2・3歳児 親子分離型 (ポップクラブ)	
親子教室継続	10	1	11
公立保育所	1	2	3
法人立保育所(園)・認定こども園	2	9	11
公立幼稚園	0	9	9
法人立幼稚園・認定こども園	1	12	13
しょうとく園	1	1	2
しょうとく園(こぐま組)	0	0	0
終了	4	0	4
その他	3	1	4
計	22	35	57

※複数の教室に参加した者については、最終参加した教室で計上している。

◆親子教室参加者の他施設との交流事業

(人)

1. 保育所交流

	春	冬	計
荘内保育所	6	6	12
堤保育所	8	6	14
計	14	12	26

2. しょうとく園及び
こぐま組

	春	冬	計
見学会	4	2	6

※保育所では保育の様子を見るだけでなく、保育体験もさせていただいている。
また、保護者からの質問にも答えていただき、今後の進路決定に大変参考になっている。

◆保育所(園)の保育サポートに関する相談(平成28年度実施)

平成28年度は11月2日(水)～11日(金)の平日及び6日(日)の計8日間実施。

(人)

申込み経路 所属機関・関係機関	入所時年齢					計
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
保健所			0	1		1
いちょう学園 通園			5	0		5
いちょう学園 外来			9	0		9
みらい 親子教室			12	0		12
みらい 家児相			3	0		3
保健センター			3	0		3
市内認可園			4	0		4
しょうとく園			0	1		1
こぐま組			15	0		15
他市機関			1	0		1
その他			9	1		10
所属なし			2	0		2
計	0	0	63	3	0	66

- ・市政だより等でも周知しているが、ほとんどが所属・関係機関からの情報提供による申込みである。
- ・相談では臨床心理士、心理職が対応。発達検査を実施したり、保護者からの質問に対応している。

平成28年度 市立医療型児童発達支援センターにおける療育等の状況

1. 契約児の療育

(1) 契約状況 (平成28年度在籍児) 平成29年3月31日現在

5歳児→ 1名・4歳児→ 0名・3歳児→ 5名
 2歳児→ 16名・1歳児→ 8名・0歳児→ 2名 計 32名

(2) 療育内容

①訓練 (理学療法、作業療法)、保育 (言語、摂食指導を含む)、看護 (健康管理等) を併せ保護者に対して療育指導及び相談など行う。

②外部専門職による指導

発達相談 (年間21回)、言語・摂食指導 (年間87回)、作業療法 (年間38回)
 歯科衛生指導 (年8回)

③医師による診察

小児神経科 (週4回)、整形外科 (週1回)、小児科 (月1回)、精神科 (年5回)
 歯科 (年2回)、耳鼻科 (年1回)、眼科 (年1回)

(3) 卒退園児進路状況

府立東大阪支援学校	1名	市立小学校	名
公立幼稚園	名	公立保育所	1名
私立保育園	3名	立幼稚園	名
しょうとく	1名	こぐま組	名
		計	6名

2. 外来児の療育 (外来の対象児は ・入園を前提にした子ども ・卒退園児で継続して療育や経過観察を要する子ども ・諸機関から紹介または相談のあった子ども等)

(1) 訓練外来

・人数 87人 実施回数 1412回 (すべて個別)

年齢\所属	在宅	保育所	幼稚園	しょうとく	こぐま	計
0~2歳	21	5	0	0	0	26
3~5歳	2	8	5	6	0	21
合計	23	13	5	6	0	47

所属	地域	支援学校	計
小学校	18	15	33
中学校	1	2	3
高校	0	4	4
合計	19	21	40

(2) 保育外来

①人数と回数 総人数 74人 (個別 58人 グループ保育 16人)
 実施回数 665回 (個別 593回 グループ保育 72回)

②紹介機関 保健センター、保健所、みらい、医療機関 他

③外来理由 主に発達、対人関係、言語・情緒面の問題と母の育児不安

3. 相談支援

《子どもの発育に関わる保護者からの相談、施設職員への支援》

(1) 訓練に関する相談支援

相談者数	71人	延べ回数	153回
居宅訪問者数	1人	延べ回数	11回
施設訪問者数	12人	延べ回数	12回
合計	84人	延べ回数	176回

(2) 保育に関する相談支援

相談者数	23人	延べ回数	19回
施設訪問者数	15人	延べ回数	24回
引き継ぎ	0人	延べ回数	0回
合計	38人	延べ回数	43回

4. 関係機関への職員派遣及び相談業務

(1) 八尾保健所事業への派遣

①総合療育相談 年6回(理学療法士・保育士)

(2) 保健センター 母子保健事業への派遣

①経過観察健康診査(二次健診) 保育士 月3回 (+ α 数回)
理学療法士 月1回

(3) 相談業務など

①保育所(園)、認定こども園、幼稚園への訪問による相談支援 (理学療法士、保育士)

②卒退園児のフォロー (施設職員との引き継ぎ等)

(4) 市住宅改造事業への派遣 (理学療法士)

①現場調査及び会議

(5) 補装具交付判定の為の相談 (理学療法士)

5. 保育所等との連携及び交流

(1) 保育所交流(月2回程度) 毎年2ヶ所の公立保育所と交流を実施
(山本南保育所・弓削保育所)

(2) 市立医療型児童発達支援センターを退園した児童の進路相談

(3) 保育所在籍児の外来(訓練・保育)受け入れ

(4) 保育所在籍児の生活面での助言及び相談(保育所等訪問支援)

(公立保育所 1件 私立保育園 3件 私立幼稚園 2件)

(5) 研修(保育所職員対象)

6. 今後の課題

- ・ 専門職(理学療法士、作業療法士等)の活用
- ・ 専門職(言語療法士、心理士)の配置と活用
- ・ 障害児相談支援事業の実施
- ・ 職員の人材育成(専門領域に関する知識・技能の共有)

平成28年度 市立医療型児童発達支援センター外来保育の状況 (1)

内 容	対 象	回 数	時 間	人 数
入所対象児(0～5歳児) 個別対応指導	保育及び訓練サポートの必要児	1～3回/月	午前9:00～午後5:00	1
個別対応指導 (0～5歳児)	発達に遅れがある 母子関係に問題がある親子			50
退園児フォロー		2回/月	午前9:00～午後5:00	7
グループ指導	水曜日 3歳児 10月～	2回/月	午後1:30～午後3:00	5
	月曜日 2歳児 5月～	2回/月		7
外来保育(さくらんぼ)	木曜日 2歳児 5月～	3回/月	午前9:30～午後1:00	4

平成28年度 市立医療型児童発達支援センター訪問の状況

訪問相談(訓練)	医療的・家庭的問題の在宅児	必要に応じて	午前・午後(総合療育相談)	13
訪問相談(保育)	医療的・家庭的問題の在宅児	必要に応じて	午前・午後(総合療育相談)	0
保育所等訪問 相談	保育所等、保護者から依頼のあった児	必要に応じて	午前9:30～12:00	13
保育所等訪問支援	契約した児	2回/月	午前9:30～12:00	6

平成28年度 市立医療型児童発達支援センター外来保育の状況 (2)

年齢区分と紹介機関

平成28年4月1日現在の年齢

年齢/紹介機関	継続児 (他項目と重複)	保健所	保健センター	PT他	退園児	人数
0 歳児	2	0	2	1	0	5
1 歳児	14	1	18	1	1	35
2 歳児	3	0	27	3	0	33
3 歳児	3	0	9	1	4	17
4 歳児	2	0	2	1	1	6
5 歳児以上	0	0	1	0	1	2
計	24	1	59	7	7	98

外来保育・人数、回数(個別・グループ)

年度	人数	実施回数
H22年度	58	443
H23年度	75	696
H24年度	91	853
H25年度	100	882
H26年度	91	878
H27年度	76	851
H28年度	74	665

外来理由

平成28年4月1日現在の年齢

年齢/理由	訓練対象児 発達の遅れ	対人・情緒	母親の 育児不安	グループ必 要	ことばの問題	退園児 フォロー	人数
0 歳児	3	0	0	0	0	0	3
1 歳児	7	1	2	0	12	1	23
2 歳児	12	0	1	1	14	0	28
3 歳児	2	1	0	0	7	4	14
4 歳児	1	0	1	0	1	1	4
5 歳児以上	0	0	0	0	1	1	2
計	25	2	4	1	35	7	74

年齢別進路先

平成29年3月31日現在

年齢/紹介機関	いちよう入園	OT外来	こぐま	しょうとく	小学校	保育所(園) 認定こども園	みらい親子 教室	児童発達支援	幼稚園	在宅・転居	次年度継続	合計
0 歳児	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
1 歳児	0	0	2	0	0	1	0	5	0	4	11	23
2 歳児	1	0	4	2	0	5	1	3	9	2	1	28
3 歳児	0	3	0	0	0	3	0	0	5	1	2	14
4 歳児	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	4
5 歳児以上	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
計	1	4	6	2	2	10	1	9	14	7	18	74

八尾しょうとく園の状況

平成28年度実績

月	児童発達支援センター		児童発達支援(こぐま組)
	定員	在籍者数	利用者数
4月	60	51	111
5月	60	51	159
6月	60	51	182
7月	60	51	178
8月	60	51	141
9月	60	51	202
10月	60	51	230
11月	60	51	219
12月	60	51	206
1月	60	51	193
2月	60	51	224
3月	60	51	197
	延べ人数	612	2,242

* 児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、福祉型児童発達支援センターとして障がい福祉サービスを提供し、療育指導等を行っている。

4月末現在

〈クラス編成〉	〈児童数〉
2～3歳児(すみれ組)	12人
3～4歳児(さくら組)	13人
4歳児(ふじ組)	13人
5歳児(きく組)	13人

* 児童発達支援(こぐま組)

児童福祉法に基づき、児童発達支援として障がいの福祉サービスを提供し、療育指導等を行っている。主に2歳児を対象とし、週3日、1年を期限としている。

平成28年度 私立保育園障がい児保育実施状況

こども園では、個々の発達状況を理解して、みんなとともに成長ができるように配慮し、生活環境を整えるように取り組んでいる。また、多様化するケースに柔軟に対応できるように保育教諭の質の向上にも努めていくとともに、専門家による研修への参加や巡回指導でのアドバイスを参考に保育・教育を進めていき、関係機関との連携も大切にしたい。

1. 障がい児巡回指導（専門講師による保育指導）

・対象 私立保育園・認定こども園

(ア) 講師及び巡回回数・・・年間各1回

大阪府立大学名誉教授	京都橘大学	教授	安藤 忠氏
	桃山学院大学	教授	安原 佳子氏
	武庫川女子大学	准教授	鶴 宏史氏
	神戸常盤大学	講師	松尾 寛子氏

2. 障がい児研修

① 研修会（社会福祉法人 大阪社会福祉協議会 大阪社会福祉センター）

「障がい児保育専門ゼミナール」

◎テーマ “自閉スペクトラム・学習障害・注意欠陥／多動性障害等の軽度発達障害を中心にした研究 “

・開催回数・・・10回

・参加者・・・保育教諭 1名

講師 安藤 忠氏（京都橘大学 教授）
安原 佳子氏（桃山学院大学 教授）
里見 恵子氏（大阪府立大学 准教授）

・内容・・・大阪府下の私立保育園から約30名の保育士が参加し、各々の所属・業種・職種を横断する関係者で構成するゼミナールにおいて障がい児保育の今日的課題について研修・研究を重ねその成果を職場へフィードバックし、社会福祉の充実強化することを目的とするゼミナール。

② 市立医療型児童発達支援センター 研修

◎「食事について」「子どもの介助、抱き方、日常生活訓練の概要」

講師 ST 奥野氏 PT 中野氏

◎「感覚と発達障害、遊びの実践とその工夫」

講師 OT 花家氏 保育士 柳原氏

3. 障がい児保育の実践

- ・ 障がい児を含めたカリキュラムをもとに保育・教育を進め個々の成長過程を記録しながら次月の個別目標をたてた。
- ・ 絵カードを使用し、視覚で理解しやすいように援助した。
- ・ 全保育教諭が障がい児に共通理解を持つためのケース会議を行なった。
- ・ 障がい児巡回指導で面談希望の保護者には思いを聞いてもらい、助言をいただいている。また、保育教諭は指導をもとに保育・教育を進めた。
- ・ 就学前児の保護者に教育サポートセンターとの関わりを進めることで、小学校入学に向けてスムーズに学校と連携することができた。
- ・ 保護者の要望で、市立医療型児童発達支援センター“いちょう”との連携を取らせてもらい、直接保育教諭にアドバイスや助言をいただいた。

4. 他機関との連携

- ・ 八尾市こども未来部子育て支援課…サポート枠で入園した子どものケースの相談や、配慮のいる子どもの相談
- ・ 市立医療型児童発達支援センター“いちょう”…子どもの援助に対しての助言
- ・ 教育サポートセンター…就学に向けた相談・園の見学
- ・ JSS 水夢（株式会社ジェイエスエス 児童発達支援）…機能と言葉の訓練
- ・ 社会福祉法人ポポロの会…「児童発達支援センター ステラ」

5. 在宅家庭支援（親支援について）

- ・ 地域交流事業…一時保育、保育園体験、サークル活動、園庭開放、子育て相談などでの親支援を行う。（心配な保護者には子育てネットワーク支援センター“みらい”に相談を進める。）

6. 保育現場における問題点及び課題

- ①就学前児のサポートの子どもや、配慮のいる子どもの対応で教育サポートセンターと連携を強化し、小学校の入学をスムーズに進めたいが保護者の同意を得るのが難しいケースがある。
- ②保育教諭の知識や経験不足から十分なサポートが出来にくく、専門性を高める必要がある。
- ③サポートの子ども以外で、配慮のいる子どもへのサポートが難しい。

平成 28 年度 市立保育所障がい児保育実施状況

保育所では、配慮を要する子どもに対して、個別のニーズに応じた支援を行うために保育者を配置し、「保育サポート」として障がい児保育を実施しています。子どもが集団の中で他の子どもたちや保育者と一緒に生活することや関わりを持つことにより、ともに育ちあい成長できるよう保育の中で個別の配慮を行っています。また、専門講師による巡回指導によって、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくための助言を受けたり保護者相談の場を設けたりしています。

職員の研修や実践を通じた学習の機会を増やし、発達の土台を支えるための保育の質の向上をめざしています。

1. 障がい児巡回指導

- ・ 対象 加配保育士が配置されている障がい児
- ・ 講師及び巡回指導回数

大阪府立大学名誉教授 京都橘大学教授 安藤 忠 氏 (3回)
大阪府立大学准教授 里見 恵子 氏 (4回)

2. 特別支援保育ゼミ

- ・ メンバー …こども施設課 2名 所長 2名 所長補佐 2名 看護師 2名
保育士 8名 (各保育所・医療型児童発達支援センター)
- ・ 開催回数 …年間 12回 (全体会 4回 巡回 7回 施設見学 1回)
- ・ 内容 …全体会 (活動計画 巡回指導報告 実践交流 学習等)
巡回 (2グループに分かれて巡回指導の実際を見学させてもらい、
指導の仕方などを学習する)
施設見学 児童発達支援センター「八尾しょうとく園」
その他 各保育所で定期的に「支援児担当者会議」を持ち、ゼミメンバーを中心に支援に活かせるような意見交換など行っている。

3. 障がい児保育研修

- ① 「気づきからの支援～幼児の困難サインを上手にキャッチする～」
梅花女子大学心理学科教授 伊丹 昌一 氏
- ② 「感覚と発達障がいについて・遊びの実践とその工夫・乳幼児のことばと発達について」2日間 児童発達支援センター「いちよう」職員による研修
(作業療法士・言語聴覚士・保育士)
- ③ 「保育の中で一人ひとりを支えるために」障がい児加配(アルバイト保育士)対象
保育所職員(特別支援教育士)による研修
- ④ ちゃいんどネット大阪研究プロジェクト「障害児共生保育」への参加 1名
- ⑤ その他、大阪府研修等へ随時参加

4. 障がい児保育の実践

- 気管切開等で日常的に医療器具を使用して保育をうける医療的ケアの必要なこどもについて、各保育所の看護師による対応を行っている。
- 担任と加配保育士の連携を工夫し、支援を必要とする子どもたちを含めたクラス運営を目指している。
- 個別の支援計画等について会議で報告や検討を行い、職員間で情報を共有し保育所全体で支援する体制づくりに努めている。
- 一人一人に適切な支援を行えるよう、必要に応じて関係機関や専門機関と連絡をとっている。必要な時は職員も保護者とともに助言を受ける等している。

5. 他機関との連携

- 交流
 - …みらい「ぽっぽ教室」親子との交流（年間2回 2保育所）
 - …医療型児童発達支援センター「いちよう」 2歳児～5歳児親子との交流（毎月1回 2保育所）
- 職員派遣
 - …保健センター事業での保育相談や遊びの指導
 - * 「乳児相談」 各園4回
- 在園児についての相談等
 - …子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、医療型児童発達支援センター「いちよう」、教育サポートセンター

6. 在宅子育て家庭への支援

- 各保育所の地域交流での親子支援
 - 遊びの中で、障がい児や発達に課題を持った子どもと保護者に対する支援や相談援助を行い、他の子育て支援メニューの紹介等を通して見守っていく。

7. 保育現場における問題点及び課題

- 医療的ケアを必要とする児童を受け入れしている保育所においては、看護師を2名配置し対応している。
- 保護者の就労を保障する為には、保育体制の確保をはじめ、様々な状況に対応できるように準備しておく必要がある。
- クラス運営について、リーダーの保育者と加配の保育者がどのように連携すれば障がい児を含めて、子どもたちがわかりやすく安心してすごせる環境を整えられるのか、保育者自身が、コミュニケーション能力を磨くとともに知識や専門性を高めていくことが望まれる。

平成 29 年度 障がい児の保育施設入所状況 (平成 29 年 4 月 1 日)

〈新規分〉

※()内の数値は、平成 28 年度分

	申込数	入所数	その他の施設入所数等
公立	102(108)	20(22)	23
私立		54(67)	
合計	102(108)	74(89)	23

〈年度別入所数(入所児童数は、3歳以上の保育施設入所児童数(受託除く委託含む))〉

	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
サポート保育	新規申込数	70	73	82	108	102
	新規入所数	55	62	65	89	74
	継続数	74	72	90	101	120
	総入所数	129	134	155	190	194
総入所児童数		2, 857	2, 934	3, 001	3, 166	3, 275

〈年齢別入所数(下段は保育施設入所児童数(受託除く委託含む))〉

		3歳	4歳	5歳	合計
公立	s	11(16)	18(15)	18(13)	47(44)
	総	198(223)	232(229)	232(209)	665(661)
私立	s	46(54)	56(44)	45(48)	147(146)
	総	870(855)	855(747)	839(803)	2, 564(2, 505)
合計	s	57(70)	74(59)	63(61)	194(190)
	総	1, 078(1, 078)	1, 109(1, 076)	1, 088(1, 012)	3, 275(3, 166)

※()内の数値は、平成 28 年度

平成 29 年度 保育施設における症状例内訳 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(1) 精神発達遅滞	84 名
(2) 自閉スペクトラム症(自閉傾向 ADHD 等)	68 名
(3) 言語発達遅滞	27 名
(4) ダウン症	4 名
(5) 気管切開	2 名
(6) その他	9 名
計	194 名

平成28年度 教育サポートセンター 相談件数等一覧

〈教育相談〉

- ・一般教育相談…不登校、いじめなど、子どもの生活全般にわたる相談
- ・特別な教育的支援が必要な子どもの教育相談…家庭での養育、学校園での支援などの相談
- ・子育て支援…生活、学習など子育てに関する相談

*教育相談実施状況

相談種別	件数
① 性格・行動に関するもの	91
② 不登校に関するもの	93
③ 身体上の問題に関するもの	0
④ 発達や学業に関するもの	324
⑤ 進路に関するもの	202
⑥ 心理検査等	4
⑦ 言語に関するもの	3
⑧ その他	10
合計	727



*対象別件数

	所属	件数
幼児	保育所	42
	幼稚園	61
	認定こども園	46
	施設	19
	在宅	4
児童生徒	小学校	396
	中学校	144
	支援学校	5
高等学校	5	5
その他	5	5
合計	727	727



*「②不登校に関するもの」の校種別件数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	合計
件数	0	28	61	2	2	93

*「⑤進路に関するもの」のうち、就園就学相談件数の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28
就園	28	27	23	21	11
就学	140	111	140	144	173
(小学校)	109	85	109	111	145
(中学校)	31	26	31	33	28
合計	168	138	163	165	184

平成 28 年度 就園就学相談状況

○八尾市立小・中学校入学者数及び支援学級1年在籍者数

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
入学者数	2,298	2,444	2,271	2,284	2,182	2,243	2,171	2,230
支援学級1年在籍者数	52	32	61	65	68	62	96	58
就学相談後入級数(1年)	52	11	60	17	66	16	94	19

H29. 5. 1

1. 相談受付状況

		性別	小 計	延べ相談回数	一人平均回数	計		合計
受付件数	就 園	男	9	97	8.8	11		184
		女	2					
	就 学 (小学校)	男	115	1829	10.6	145		
		女	30					
	就 学 (中学校)	男	21			173		
		女	7					

2. 対象別(所属別)状況

	就 園		就学(小学校)		就学(中学校)	
	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)
在宅	5	45.5	0	0.0	0	0.0
保育所(園)	0	0.0	49	33.8	0	0.0
認定こども園	0	0.0	37	25.5	0	0.0
幼稚園	0	0.0	44	30.3	0	0.0
しょうとく園	6	54.5	12	8.3	0	0.0
いちょう学園	0	0.0	1	0.7	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特別支援学校	0	0.0	2	1.4	1	3.6
小 学 校	-	-	-	-	27	96.4
合 計	11	100	145	100	28	100

3. 就園就学相談件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
就 園	28	27	23	21	11
就学(小)	109	85	109	111	145
就学(中)	31	26	31	33	28
就学合計	138	111	140	144	173
合 計	168	138	163	165	184

4. 月別受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就 園	0	1	5	1	0	0	2	2	0	0	0	0	11
就学(小)	4	14	49	22	12	12	13	8	5	3	3	0	145
就学(中)	0	5	5	2	2	2	4	4	1	3	0	0	28
合 計	4	20	59	25	14	14	19	14	6	6	3	0	184

5. 就園就学相談場所別状況

	場 所	教育サポートセンター	家	庭	学 校	園	専 門	機 関	そ の	他	合 計
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
就園	件数	78	0	17	2	0	97				
	割合 (%)	80.4	0.0	17.5	2.1	0.0	100				
就学	件数	小学校	1033	0	632	15	0	1680			
		中学校	108	0	41	0	0	149			
		合計	1141	0	673	15	0	1829			
	割合 (%)	62.4	0.0	36.8	0.8	0.0	100				
全体	合計	1219	0	690	17	0	1926				
	割合 (%)	63.3	0.0	35.8	0.9	0.0	100				

6. 就園就学相談内容別状況

	内 容	指導助言	心理検査	観察調査	診察指導	連絡協議	事例会議	合 計	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
就園	件数	16	29	34	0	0	18	97	
	割合 (%)	16.5	29.9	35.1	0.0	0.0	18.6	100	
就学	件数	小学校	259	405	412	0	12	592	1680
		中学校	33	35	37	0	3	41	149
		合計	292	440	449	0	15	633	1829
	割合 (%)	16.0	24.1	24.5	0.0	0.8	34.6	100	
全体	合計	308	469	483	0	15	651	1926	
	割合 (%)	16.0	24.3	25.1	0.0	0.8	33.8	100	

7. どのようにして教育サポートセンターを知ったか

経 路	就 園 件数	就 学		
		小 学 校 件数	中 学 校 件数	就学合計 件数
幼 稚 園	1	20	0	20
認 定 こ ども 園	0	5	0	5
保 育 所 (園)	0	29	0	29
し ょ う と く 園	3	8	0	8
い ち ょ う 学 園	0	4	0	4
市 政 だ よ り	0	2	1	3
継 続	3	25	20	45
子 ども 家 庭 セ ン タ ー	0	0	1	1
み ら い	2	6	0	6
小 学 校	0	1	1	2
特 別 支 援 学 校	0	0	0	0
保 健 セ ン タ ー	0	5	0	5
保 健 所	0	1	0	1
知 人	0	8	2	10
き ょ う だ い 関 係	1	9	0	9
専 門 機 関	0	13	0	13
市 役 所	1	4	3	7
就 学 時 健 診	0	2	0	2
イ ン タ ー ネ ッ ト	0	3	0	3
そ の 他	0	0	0	0
合 計	11	145	28	173

今後の進め方について（案）

1. 検討内容

「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方について」

八尾市では、昭和50年3月に、八尾市児童福祉審議会から「障害児保育に関する中間答申」を受け、我が国で先頭を切って、障がいのある子どもを積極的に受け入れる「障がい児保育」の加配のしくみを創り上げました。その後、本審議会の前身である「障がい児保育協議会」を開催し、報告・検討を重ねながら、脈々と、障がい児保育の実践を積み上げて来ました。

近年の障がい児をとりまく状況に目を向けると、平成17年度の発達障害者支援法制定、平成19年4月の学校教育法改正による「特別支援教育」の位置づけ、平成23年度の「障害者福祉基本法」改正、平成25年6月「障害者差別解消法」公布、平成26年1月に我が国が「障害者権利条約」への批准という、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を進める大きな流れがあります。

そのため、障害児保育で対応すべき児童の多様性が増すとともに、障害児一人ひとりへの個別計画に基づく一貫性のある支援が求められるようになり、市においても、教育委員会における特別支援教育の実践や、障害者福祉におけるサービスの充実が図られてまいりました。

さらに、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度が」本格スタートし、認定こども園制度において、すべての子どもに質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供を行うこととなり、八尾市においても、平成31年度に公立認定こども園5施設を開園する予定となっています。

こういった背景の下、本審議会において、八尾市における、就学前の障がい児教育・保育に対する基本的な考え方について、これまでの成果や今日的な課題を踏まえて再整理し、あるべき姿や、基本的な理念、方向性を打ち出すことにより、具体的な仕組みづくりに反映していくことが重要となっています。それにより、一貫性のある教育・保育を提供し、円滑な小学校への接続につなげる仕組みとしていきます。

2. スケジュール（案）

開催時期	開催回	審議予定内容
平成29年8月	第1回	各関係施設の現状報告・意見交換
平成30年1月	第2回	就学前施設における障がい児教育、保育のあり方について
平成30年5月	第3回	報告書（案）について